

令和7年度実施  
法科大学院認証評価  
評価結果

大阪公立大学大学院法学研究科  
法曹養成専攻

令和8年3月

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構

## 目次

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が実施した法科大学院認証評価について	・ ・	i
I 認証評価結果	・ ・ ・ ・ ・	1
II 基準ごとの評価	・ ・ ・ ・ ・	2
領域1 法科大学院の教育活動等の現況（基準1-1～1-3）	・ ・ ・ ・ ・	2
領域2 法科大学院の教育活動等の質保証（基準2-1～2-6）	・ ・ ・ ・ ・	4
領域3 教育課程及び教育方法（基準3-1～3-7）	・ ・ ・ ・ ・	7
領域4 学生の受入及び定員管理（基準4-1～4-3）	・ ・ ・ ・ ・	11
領域5 施設、設備及び学生支援等の教育環境（基準5-1～5-2）	・ ・ ・ ・ ・	12
付録1 別紙様式一覧		
付録2 根拠資料一覧		
自己評価書		

## 1. 令和7年度に機構が実施した法科大学院認証評価について

### 1 評価の目的

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）が、法科大学院を置く大学からの求めに応じて、法科大学院に対して実施する評価（以下「評価」という。）においては、我が国の法科大学院の教育等の水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資することを目的として、機構が定める法科大学院評価基準（以下「評価基準」という。）に基づき、次のことを実施します。

- (1) 法科大学院の教育活動等の質を保証するため、法科大学院を定期的に評価し、教育活動等の状況が評価基準に適合しているか否かの認定をすること。
- (2) 当該法科大学院の教育活動等の質の向上及び改善を促進するため、法科大学院の教育活動等について多面的な評価を実施し、評価結果を当該法科大学院を置く大学に通知すること。
- (3) 法科大学院の活動について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援及び促進していくため、法科大学院の教育活動等の状況を多面的に明らかにし、それを社会に示すこと。

### 2 評価の実施体制

法科大学院に関し高く広い知見を有する大学関係者及び法曹関係者並びに社会、経済、文化その他の分野に関する学識経験を有する者により構成される法科大学院認証評価委員会（以下「評価委員会」という。）の下に、実際の評価作業を行う評価部会を設置するとともに、評価部会等における横断的な事項の審議、評価結果（原案）の調整を行うため運営連絡会議を設置し、評価を実施します。

また、適合と認定されない評価結果（案）に対する意見申立ての審査を行うため、今年度の評価に加わらなかった者から構成される意見申立審査専門部会を設置します。

### 3 評価方法及びプロセスの概要

#### (1) 法科大学院における自己評価

「自己評価実施要項」に従い自己評価書を作成し、機構に提出します。

機構が定める法科大学院評価基準に適合しないと判断された法科大学院に係る追評価においては、「追評価実施要項」に従い、本評価において満たしていないとされた基準について自己評価書を作成し、機構に提出します。

#### (2) 機構における評価

- ① 書面調査：提出された自己評価書（関連資料・データ等を含む。以下同様。）について調査・分析を行い、対象法科大学院の教育活動等の状況が基準を満たしているかどうか判断を行います。また、法曹養成の基本理念や対象法科大学院の目的を踏まえて、特に重要と思われる点を指摘事項として抽出します。
- ② 訪問調査：書面調査では確認することのできない内容等を中心として、対象法科大学院を訪問し現地調査を行います。なお、追評価においては、訪問調査は必要に応じて実施することとしています。
- ③ 評価結果の取りまとめ：書面調査による分析結果に訪問調査で得られた知見を加え、基準を満

たしているかどうかの最終的な判断を行った上で評価結果（案）を作成し、意見の申立ての手続きを経て評価結果として取りまとめます。

- ④ 適合認定：評価の結果、各基準の判断結果を総合的に考慮し、評価基準に適合していると認める場合、対象法科大学院に適合認定を与えます。

追評価においては、本評価時に満たしていないとされた基準について満たしているか否かの判断を行い、先の本評価と併せて総合的に考慮し、評価基準に適合していると認める場合、対象法科大学院に適合認定を与えます。

#### 4 評価のスケジュール

- (1) 機構は、令和6年6月に、申請を予定している法科大学院関係者に対し、評価の基準や方法等について説明会を実施するとともに、当該法科大学院の自己評価担当者等に対し、自己評価書の記載等について同様の方法により研修を実施しました。

また、令和6年9月までに申請した法科大学院の求めに応じて、各法科大学院の状況に即した自己評価書の作成に関する個別研修を実施しました。

- (2) 機構は、令和6年7月から9月にかけて申請を受け付け、最終的に以下の2法科大学院の評価を実施しました。

- 国立大学（1法科大学院）
  - ・ 千葉大学大学院専門法務研究科法務専攻
- 公立大学（1法科大学院）
  - ・ 大阪公立大学大学院法学研究科法曹養成専攻

- (3) 機構は、令和7年6月に機構の評価担当者が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務を遂行できるよう、評価の目的、内容及び方法等について研修を実施しました。

- (4) 機構は、令和7年7月末までに対象法科大学院を置く大学から自己評価書の提出を受けました。

※ 自己評価書提出後の対象法科大学院の評価は、次のとおり実施しました。

7年7月	書面調査の実施
8月	評価部会 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 基準ごとの判断の検討</li><li>・ 書面調査による分析結果の整理</li></ul>
10～11月	訪問調査の実施
12月	評価部会 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 評価結果（原案）の作成</li></ul>
8年1月	運営連絡会議、評価委員会 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 評価結果（案）の取りまとめ</li></ul>

3月

評価結果（案）を対象法科大学院を置く大学に通知

評価委員会

・評価結果の確定

## 5 評価結果

令和7年度に評価を実施した2法科大学院が評価基準に適合しているとする評価結果となりました。

- 評価基準に適合している法科大学院（2法科大学院）
  - ・千葉大学大学院専門法務研究科法務専攻
  - ・大阪公立大学大学院法学研究科法曹養成専攻

## 6 評価結果の公表

評価結果は、対象法科大学院を置く大学に提供するとともに、文部科学大臣に報告しました。また、対象法科大学院ごとに「令和7年度実施法科大学院認証評価 評価報告書」として、ウェブサイト (<https://www.niad.ac.jp/>) への掲載等により、広く社会に公表しました。

## 7 法科大学院認証評価委員会委員及び専門委員（令和8年3月現在）

### (1) 法科大学院認証評価委員会

秋葉 康 弘	中央大学教授
石井 徹 哉	大学改革支援・学位授与機構客員教授
宇加治 恭 子	明倫国際法律事務所弁護士
大澤 裕	早稲田大学教授
北川 佳世子	早稲田大学教授
◎木村 光 江	日本大学教授
後藤 眞理子	慶應義塾大学客員教授
小林 哲 也	小林総合法律事務所弁護士
齊藤 真 紀	京都大学教授
鈴木 昭 洋	司法研修所教官（判事）
茶園 成 樹	大阪大学教授
土井 真 一	京都大学教授
富所 浩 介	読売新聞東京本社論説副委員長
中川 丈 久	神戸大学教授
長田 真 里	大阪大学教授
野口 貴公美	一橋大学理事・副学長
服部 高 宏	追手門学院大学教授
濱田 毅	同志社大学教授
林 鉄 兵	日本労働組合総連合会副事務局長
福富 直 子	積水化学工業株式会社執行役員法務部長
○松下 淳 一	学習院大学教授
峰 ひろみ	東京都立大学教授
山本 和 彦	中央大学教授
横山 美 夏	京都大学教授

※ ◎は委員長、○は副委員長

(2) 法科大学院認証評価委員会運営連絡会議

青井未帆	学習院大学教授
秋葉康弘	中央大学教授
石井徹哉	大学改革支援・学位授与機構客員教授
宇藤崇	同志社大学教授
木村光江	日本大学教授
小柿徳武	大阪公立大学教授
○中川丈久	神戸大学教授
服部高宏	追手門学院大学教授
松下淳一	学習院大学教授
峰ひろみ	東京都立大学教授
◎山本和彦	中央大学教授

※ ◎は主査、○は副主査

(3) 法科大学院認証評価委員会評価部会

(第1部会)

浅野有紀	同志社大学教授
石井徹哉	大学改革支援・学位授与機構客員教授
大河内美紀	名古屋大学教授
齊藤真紀	京都大学教授
◎成瀬幸典	東北大学教授
○堀野出	九州大学教授
宮路真行	宮路法律事務所弁護士
山口温子	上田廣一法律事務所弁護士

※ ◎は部会長、○は副部会長

## 2. 評価報告書の内容について

### 「Ⅰ 認証評価結果」

「Ⅰ 認証評価結果」では、機構が定める評価基準に適合しているか否かを記述しています。

追評価については、本評価において満たしていないと判断された基準について満たしているか否かの判断を行い、先の本評価の結果と併せて総合的に考慮し、機構が定める評価基準に適合しているか否かを記述しています。

また、評価基準に適合していないと判断された場合は、その理由を、満たしていない基準については、その具体的な内容を「改善を要する点」として記述しています。

さらに、そのほかの指摘事項（優れた点、特色ある点、改善が望ましい点）がある場合には、上記結果と併せて記述しています。

- ・ 「優れた点」については、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らして、優れている取組と判断されるもの。
- ・ 「特色ある点」については、「優れた点」とまではいえないが、特色ある取組であり、今後も継続して実施することが期待されるもの。
- ・ 「改善が望ましい点」については、基準を満たしていないとまではいえないが、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らして、改善が望ましいと判断されるもの。

### 「Ⅱ 基準ごとの評価」

「Ⅱ 基準ごとの評価」では、基準ごと（追評価については、本評価で満たしていないと判断された基準ごと）に「評価結果」において、基準を満たしているかどうか、及び「評価結果の根拠・理由」においてその根拠・理由を明らかにしています。また、基準を満たしていない場合は「改善を要する点」においてその具体的な内容を記述しています。

追評価においては、本評価で満たしていないと判断された基準について、上記と同様に記述しています。

### 「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」

「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」では、評価結果の確定前に対象法科大学院を置く大学に通知した評価結果（案）の内容等に対し、意見の申立てがあった場合に、当該申立ての内容を転載するとともに、それに対する評価委員会の対応を記述しています。

## I 認証評価結果

大阪公立大学大学院法学研究科法曹養成専攻は、各基準の判断結果を総合的に考慮した結果、大学改革支援・学位授与機構が定める法科大学院評価基準に適合している。

### 【判断の理由】

法科大学院評価基準を構成する 21 の基準のうち、改善を要する点が認められる基準 3-3 及び基準 3-5 を除く全ての基準を満たしており、各基準の判断結果を総合的に考慮すれば、法科大学院の教育活動等の状況が法科大学院評価基準に適合している。

当該法科大学院の特色ある点として、次のことが挙げられる。

- 当該法科大学院出身の若手弁護士であるアカデミック・アドバイザーにより、正課の授業の補助として、勉強会や個別の学習相談等の学修支援が行われている。加えて法律基本科目担当者による成績の振るわない学生との学習懇談会を行うことで、多様なバックグラウンドを持った学生に配慮した学修指導及び個々の学生の個性に応じた教育に努めている。これらの学修支援は学生から高い評価を得ており、学生の学修に有益であったことが示されている。(基準 3-4、5-2)

当該法科大学院の改善を要する点として、次のことが挙げられる。

- 法律基本科目に位置付けられている一授業科目について、その授業内容の大部分が実務における応用能力及び基礎的素養等を涵養するものとなっており、授業科目区分が適切なものとなっているとはいえない。(基準 3-3)
- 成績評価に際して、授業への取組状況、授業態度等を考慮する場合、その考慮方法について、学生に十分に周知されているとはいえない。(基準 3-5)

当該法科大学院の改善が望ましい点として、次のことが挙げられる。

- 2年次の刑法の授業内容について、単位数の制約から必要とされる内容を十分に網羅することが困難となっており、刑法分野について法曹として必要とされる基礎的学識及びその応用能力の涵養が適切になされる教育課程にすることが望ましい。(基準 3-3)
- 採点済み答案を組織的に保管することにより、異議申立て制度の手続きにおいて成績評価の妥当性について客観的に検証できる体制を整えることが望ましい。(基準 3-5)

## II 基準ごとの評価

### 領域 1 法科大学院の教育活動等の現況

#### 基準 1-1 法科大学院の目的が適切に設定されていること

【評価結果】 基準 1-1 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

法科大学院の目的が適切に設定され、教育の理念、目標、養成しようとする人材像等が明確である。

#### 基準 1-2 教育活動等を展開する上で必要な教員等が適切に配置されているとともに、必要な運営体制が適切に整備されていること

【評価結果】 基準 1-2 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

別紙様式 1-2-1-1 のとおり、大学院設置基準等各設置基準及び告示に照らして、基準数以上の専任教員（並びに兼担及び兼任教員）が配置され、その年齢の構成は、著しく偏っておらず、性別その他の多様な属性により構成されている。

教育上主要と認める授業科目については、ほぼ全ての授業科目が専任の教授又は准教授によって担当されている。専任の教授又は准教授によって担当されていない授業科目についても、法学研究科法曹養成専攻会議において、専任教員以外が担当する科目を含む全ての科目について、成績分布、定期試験問題及び成績評価基準の点検を行うことで、授業科目の内容、実施及び成績につき、専任教員が担当している場合と同等の教育の質を維持し保証するための取組が実施されている。

法科大学院の運営に関する重要事項を審議する組織として、法学研究科法曹養成専攻会議が置かれている。法学研究科法曹養成専攻会議は、専攻に所属する教授、准教授、公立大学法人大阪有期雇用教職員就業規則第 2 条第 3 項に規定する法曹実務教員及び、専攻の授業を担当する教員で専攻長が必要と認めたものにより構成されており、学校教育法第 93 条に規定される事項等を審議している。令和 6 年度には、別紙様式 1-2-2 のとおり開催されている。

専任の長として、法曹養成専攻長が置かれている。

当該法科大学院の運営に必要な経費は、設置者により負担されており、予算の配分に当たっては、予算編成ヒアリングが定期的に行われており、設置者が当該法科大学院の運営に係る財政上の事項についての意見を聴取する機会が設けられている。

法科大学院の管理運営を行うための事務組織として、法曹養成専攻事務室が組織され、5 人の職員が配置されているほか、法学研究科資料室にも司書が 1 人配置されている。

管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するため、別紙様式 1-2-5 のとおり、情報セキュリティ e-learning（8 人参加）、国内の大学におけるハラスメント相談の実態と対応（1

人参加)及び教務事務研修会(1人参加)等のスタッフ・ディベロップメント(SD)が実施されている。

**基準1-3 法科大学院の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること**

**【評価結果】** 基準1-3を満たしている。

**【評価結果の根拠・理由】**

法令等により公表が求められている事項について、別紙様式1-3-1のとおり公表されている。

なお、自己評価書提出時点では、法令等により公表が求められる事項のうち、一部の兼任教員の学位または業績について公表されていなかったが、令和7年10月までに公表されている。

法曹養成連携協定が締結されており、法曹養成連携協定に関連して法令等により公表が求められている事項について、別紙様式1-3-2のとおり公表されている。

## 領域 2 法科大学院の教育活動等の質保証

**基準 2-1 【重点評価項目】教育活動等の状況について自己点検・評価し、その結果に基づき教育活動等の質の維持、改善及び向上に継続的に取り組むための体制が明確に規定されていること**

【評価結果】 基準 2-1 を満たしている。

### 【評価結果の根拠・理由】

自己点検・評価の実施に責任を持つ組織として、別紙様式 2-1-1 のとおり、自己評価委員会が設置されており、同委員会による自己点検・評価の結果を踏まえ、研究科長を責任者として、教育活動等の質及び学生の学習成果の水準について、継続的に維持、改善及び向上を図るための体制が整備されている。また、教育課程、入学者の受入、施設及び設備、及び学習支援についても自己評価委員会が責任を持ち、必要に応じて教務委員、入試委員、図書委員等が自己評価委員として拡大自己評価委員会に参加し教育活動等の自己点検・評価の実施に当たるなどの連携がなされている。

関係法令等に則して教育課程連携協議会が設置され、別紙様式 2-1-2 のとおり開催されている。

**基準 2-2 【重点評価項目】教育活動等の状況について自己点検・評価を行うための手順が明確に規定され、適切に実施されていること**

【評価結果】 基準 2-2 を満たしている。

### 【評価結果の根拠・理由】

自己点検・評価を実施するための評価項目は、教育課程の編成、成績評価の状況、入学者選抜の状況、学生の在籍状況、専任教員の教育上の指導能力及び配置の状況、並びに修了者の進路及び活動状況等について定めるものと定められており、自己点検・評価が別紙様式 2-2-1 のとおり実施されている。

自己点検・評価に当たっては、司法試験合格率、共通到達度確認試験の成績、標準修業年限修了率、留年率等の具体的かつ客観的な指標、数値を用いて教育の実施状況や教育の成果が分析されている。

また、共通到達度確認試験の成績等も踏まえ、自己評価委員会において法学未修者に対する教育の実施状況及び教育の成果が分析されている。

**基準 2-3 【重点評価項目】法科大学院の目的に則した人材養成がなされていること**

【評価結果】 基準 2-3 を満たしている。

**【評価結果の根拠・理由】**

修了者の司法試験の合格状況は、別紙様式2-3-1のとおりであるが、全法科大学院の平均合格率に達していない。ただ、当該法科大学院は修了者が2学年しか輩出されていない段階にあり、さらなる改善策が必要となる可能性も含めて、今後数年度分の経過を見る必要がある。また、法曹養成連携協定の特別選抜枠による進学者についての合格状況も別紙様式2-3-1のとおりであるが、上記と同様に合格状況については修了者が2学年しか輩出されていない段階にあり、今後数年度分の経過を見る必要がある。

また、修了者の進路等の状況は、法科大学院が養成しようとする法曹像に照らして適切な状況にある。

修了時の学生からの意見聴取並びに修了後に一定年限を経過した修了者からの意見聴取結果等に鑑みれば、おおむね法科大学院の目的に則した人材養成が行われているものといえる。

**基準2-4 【重点評価項目】教育活動等の状況についての自己点検・評価に基づき教育の改善・向上の取組が行われていること**

**【評価結果】** 基準2-4を満たしている。

**【評価結果の根拠・理由】**

別紙様式2-2-1のとおり、教育活動等の状況についての自己点検・評価の結果、改善すべき事項があった場合には、対応計画が策定され、計画に基づいた取組がなされている。また、法曹養成専攻自己評価委員会において、取組の効果が検証されている。なお、教育の改善・向上の取組の一環として、担任による面談に加えて、法律基本科目担当者による成績の振るわない学生との学習懇談会を行うことで、個々の学生の個性に応じた教育に努めている。

**基準2-5 教員の質を確保し、さらに教育活動を支援又は補助する者も含め、その質の維持及び向上を図っていること**

**【評価結果】** 基準2-5を満たしている。

**【評価結果の根拠・理由】**

教員の採用及び昇任に関して、職階ごとに求める教育上、研究上又は実務上の知識、能力及び実績の基準並びに評価の方法等が大阪公立大学教員選考基準、法学研究科法曹養成専攻教員選考手続規則において定められており、別紙様式2-5-1のとおり適切に実施されている。

また、教員の担当する授業科目は、各教員の知識、能力、実績等に応じて法学研究科法曹養成専攻会議で決定されている。

大阪公立大学教員活動点検・評価基本方針及び大阪公立大学教員活動点検・評価実施要項において、教員の教育活動及び教育上の指導能力に関する評価の実施について定められており、法学研究院における「教員活動点検・評価指針（ポリシー）」を独自に定めた上で、別紙様式2-5-2の

とおり、教員の教育活動及び教育上の指導能力に関する評価が継続的に実施されている。

法曹養成専攻FD委員会規則に基づき、別紙様式2-5-3のとおり、FD集会、民事系実務家教員・研究者教員懇談会等の取組が、授業の内容及び方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメント（FD）として組織的に実施されている。

法科大学院の教育を支援又は補助する者に対して、法学研究科法曹養成専攻会議において選考されるアカデミック・アドバイザーと法科大学院教員との意見交換会や、法学研究科資料室職員への研修参加機会の付与等が、教育の質の維持、向上を図る取組として組織的に実施されている。

**基準2-6 法科大学院が法曹養成連携協定に基づいて行うこととされている事項が適切に実施されていること**

**【評価結果】** 基準2-6を満たしている。

**【評価結果の根拠・理由】**

大阪公立大学法学部と法曹養成連携協定が締結されており、当該法曹養成連携協定に基づいて、当該法科大学院が行うこととされている事項が適切に実施されている。

## 領域 3 教育課程及び教育方法

### 基準 3-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること

【評価結果】 基準 3-1 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学位授与方針が、法科大学院の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定されている。

### 基準 3-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること

【評価結果】 基準 3-2 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

教育課程方針において、①教育課程の編成の方針、②教育方法に関する方針、③学習成果の評価の方針が明確かつ具体的に示されている。

また、教育課程方針と学位授与方針が整合性を有している。

### 基準 3-3 教育課程の編成が、学位授与方針及び教育課程方針に則しており、段階的かつ体系的であり、授業科目が法科大学院にふさわしい内容及び水準であること

【評価結果】 基準 3-3 を満たしていない。

【改善を要する点】

- 法律基本科目に位置付けられている一授業科目について、その授業内容の大部分が実務における応用能力及び基礎的素養等を涵養するものとなっており、授業科目区分が適切なものとなっているとはいえない。

【評価結果の根拠・理由】

法律基本科目の基礎科目、法律基本科目の応用科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目のそれぞれについて、課程の修了要件に照らして適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されている。特徴的な法律実務基礎科目として、「中小企業向け法律相談」が開講されており、中小企業の事業主を対象とした担当弁護士の法律相談に、学生が同席することによって、法律相談実務の基礎を学ぶものとなっている。

ただし、自由科目に属する一授業科目が法律基本科目に位置付けられているが、授業内容の大部分が実務における応用能力及び基礎的素養等を涵養するものとなっており、授業科目区分が適切なものとなっているとはいえない。

法律基本科目については、基礎科目を履修した後に応用科目を履修するよう教育課程が編成され

ている。

また、法律基本科目の履修状況に応じて、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目を履修するよう教育課程が編成されている。

展開・先端科目として、倒産法、租税法、経済法、知的財産法、労働法、環境法、国際関係法（公法系）及び国際関係法（私法系）の全てが開設されている。

全体として、当該法科大学院が養成しようとする人材像に即した授業科目が展開されている。

各授業科目について、到達目標がシラバスにおいて学生に明示され、それらは段階的及び体系的な授業科目の履修の観点から適切な水準となっていること及び到達目標に適した授業内容となっているが、2年次の刑法の授業内容について、単位数の制約から必要とされる内容を十分に網羅することが困難となっており、刑法分野について法曹として必要とされる基礎的学識及びその応用能力の涵養が適切になされる教育課程にすることが望ましい。

段階的かつ体系的な教育が実施されていることが容易に確認できる資料として、カリキュラムマップ及び履修規則に記載された「カリキュラムの全体像」が学生に示されている。

### 基準3-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、法科大学院にふさわしい授業形態及び授業方法が採用されていること

【評価結果】 基準3-4を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

授業科目の区分、内容及び到達目標に応じて、適切な授業形態、授業方法が採用され、授業の方法及び内容がシラバスにおいて学生に明示されている。

授業の方法について組織的に統一された方針が策定されており、その方針に基づき、授業が実施されている。

また、論述能力向上の観点から、各科目担当者が必要に応じて定期試験の講評を実施するなど、将来の法曹としての実務に必要な論述の能力を涵養するよう適切に配慮されている。

同時に授業を行う学生数は少人数が基本とされ、特に法律基本科目については同時に授業を行う学生数が50人以下となっている。なお、50人を超える授業科目がある場合には、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮し、十分な教育効果が上げられるものとなるように、組織的に確認が行われている。

各授業科目における授業時間の設定が、大学院学則及び法曹養成専攻要覧により定められており、法令等に則したものとなっている。

1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっている。

各授業科目の授業期間が、学則により定められており、15週にわたるものとなっている。

履修登録の上限設定の制度（CAP制）が設けられ、関係法令等に適合している。

法学未修者等、学生が多様なバックグラウンドを持っていることに配慮して、入学前に個別学習相談会による学修指導が行われているほか、入学後にも、法律基本科目担当者による成績の振るわない学生との学習懇談会が実施されている。さらに、既修合格者についても、法律科目試験の成績が相対的に芳しくない者に対しては、該当する科目を明示のうえ、入学前の個別学習相談会に参加

させている。これらの学修支援は学生から高い評価を得ており、学生の学修に有益であったことが示されている。

### 基準 3-5 教育課程方針に則して、公正な成績評価が客観的かつ厳正に実施され、単位が認定されていること

【評価結果】 基準 3-5 を満たしていない。

#### 【改善を要する点】

- 成績評価に際して、授業への取組状況、授業態度等を考慮する場合、その考慮方法について、学生に十分に周知されているとはいえない。

#### 【評価結果の根拠・理由】

成績評価基準が、学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、法科大学院として策定されている。

成績評価基準は、法曹養成専攻要覧において学生に周知され、授業への取組状況、授業態度等の試験以外の考慮要素の意義や評価における割合等についてもシラバスにおいて学生に周知されているが、成績評価に際して、授業への取組状況、授業態度等を考慮する場合、その考慮方法について、学生に十分に周知されているとはいえない。

成績評価基準及び当該科目の到達目標に則り各授業科目の成績評価や単位認定が客観的かつ厳正に行われている。成績評価は原則として絶対評価方式とされているが、授業科目の特性に鑑みて相対評価が望ましいと担当教員が判断した場合は相対評価方式を採用できるものとされている。相対評価方式を採用した場合には、当該法科大学院が設定している評価の割合に関する方針に合致しているか否かだけでなく、学生の学習到達度も考慮して成績評価が行われていることを確認する仕組みとなっている。

追試験を実施する場合には、追試験の問題も含めてすべての定期試験問題を法学研究科法曹養成専攻会議において回覧するなど、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう配慮されている。また、再試験の制度は設けられていない。

成績に対する異議申立て制度が、組織的に設けられ、法曹養成専攻要覧において学生に周知されている。しかし、採点済み答案が組織的に保管されていない。採点済み答案を組織的に保管することにより、異議申立て制度の手続きにおいて成績評価の妥当性について客観的に検証できる体制を整えることが望ましい。

法学既修者としての認定における単位の免除に関する規定が、法学研究科法曹養成専攻履修規則において、法令等に従い定められている。

他の大学院等において修得した単位や入学前の既修得単位等の認定に関する規定が、法学研究科法曹養成専攻履修規則において、法令等に従い定められている。

**基準 3-6 法科大学院の目的及び学位授与方針に則して修了要件が策定され、公正な修了判定が実施されていること**

【評価結果】 基準 3-6 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

法科大学院の目的、学位授与方針及び法令等に則して、修了要件が組織的に策定されており、法曹養成専攻要覧において学生に周知されている。

修了の認定が、修了要件に則して組織的に実施されている。

**基準 3-7 専任教員の授業負担等が適切であること**

【評価結果】 基準 3-7 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

別紙様式 1-2-1-1 のとおり、法科大学院の専任教員の授業負担が適正な範囲にとどめられている。

法科大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、相当の研究専念期間が与えられており、別紙様式 3-7-2 のとおり取得者はいないが、制度自体は整えられており、今後研究専念期間を取得する教員が現れることが見込まれている。

## 領域 4 学生の受入及び定員管理

### 基準 4-1 学生受入方針が具体的かつ明確に定められていること

【評価結果】 基準 4-1 を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

学生受入方針において、入学者に求める適性及び能力が明確に示されている。

また、入学者に求める適性及び能力を評価し判定するために、どのような評価方法で入学者選抜を実施するかについて、明確に示されている。

法学既修者の選抜及び認定連携法曹基礎課程修了者を対象とする選抜が実施されており、学生受入方針において、法学に関してどの程度の学識を求めるかについて、明確に示されている。

### 基準 4-2 学生の受入が適切に実施されていること

【評価結果】 基準 4-2 を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

学生受入方針に沿って、別紙様式 4-2-1 のとおり入学者選抜の方法が採用されており、適切な体制の下、身体に障害のある者に対しては、問題冊子の拡大や別室受験、試験時間延長等の配慮を行うなど、公正かつ適正に学生の受入が実施されている。

学生受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が法曹養成専攻自己評価委員会において行われており、アドミッションポリシーの見直しや、入試の在り方についての検討が行われるなど、その結果が入学者選抜の改善に役立てられている。

### 基準 4-3 在籍者数及び実入学者数が収容定員及び入学定員に対して適正な数となっていること

【評価結果】 基準 4-3 を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

別紙様式 4-3-1 のとおり、在籍者数は 222 人であり、収容定員からみて、適正な割合となっている。

また、別紙様式 4-3-1 のとおり、収容定員に対する在籍者数の割合、入学定員に対する実入学者数の割合及び競争倍率は適正であり、また、入学者数の規模も適切なものとなっている。

## 領域 5 施設、設備及び学生支援等の教育環境

### 基準 5-1 法科大学院の運営に必要な施設及び設備が整備され、有効に活用されていること

【評価結果】 基準 5-1 を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

法科大学院の運営に必要な施設・設備が法令等に基づき整備され、有効に活用されている。

### 基準 5-2 学生に対して、学習、生活、経済、進路、ハラスメント等に関する相談・助言、支援が行われていること

【評価結果】 基準 5-2 を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

履修指導、学習相談及び支援の体制を整備し、必要な支援が行われている。当該法科大学院出身の若手弁護士であるアカデミック・アドバイザーにより、正課の授業の補助として、勉強会や個別の学習相談等の学修支援が行われている。加えて法律基本科目担当者による成績の振るわない学生との学習懇談会を行うことで、多様なバックグラウンドを持った学生に配慮した学修指導及び個々の学生の個性に応じた教育に努めている。これらの学修支援は学生から高い評価を得ており、学生の学修に有益であったことが示されている。

学生の生活、経済及び進路に関する相談・助言体制を整備し、必要な支援が行われている。

各種ハラスメントに関して、被害者又は相談者の保護が確保された組織的な体制が構築されている。